## 墨田区防災会議条例の一部を改正する条例(案)概要

## 1 改正理由

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)の一部改正により、区市町村における防災会議と災害対策本部の役割分担の見直し及び防災会議の機能強化を図る観点から、本条例に規定する所掌事務及び委員構成について、所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正内容

- (1)市町村防災会議と市町村災害対策本部の役割分担の見直し(第2条関係) 従前、災害発生時における情報収集については、市町村防災会議の所掌とされて きたが、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であるこ とから、規定を削除する。
- (2)市町村防災会議の機能強化(第2条、第3条関係) 防災に関する機能を強化する観点から、防災会議の所掌事務に「区長の諮問に応 じて、墨田区の地域に係る防災に関する重要事項の審議」及び「重要事項に関し、 区長に意見を述べること」を追加する。また、多様な主体の参画を図るため、防災 会議の委員として「自主防災組織を構成する者」を追加する。
  - ( なお、本区においては、既に自主防災組織の代表者2名が防災会議委員となって いる。)
- 3 施行期日 公布の日